

## 社会福祉法人緑仙会役員報酬等支給基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人緑仙会（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する支給基準について定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員 定款に規定する評議員をいう。
- (3) 報酬等 報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用弁償 法人の会議等に参加した場合、監査業務に従事した場合又は業務執行のため出張した場合の交通費、旅費等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対し、職務執行の対価として報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しないものとする。

- 2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員には、報酬は支給しない。

### (報酬の額)

第4条 役員及び評議員の報酬額は、役職及び勤務形態に応じて、別表に定めるとおりとする。

### (報酬の支給方法)

第5条 理事長の報酬の支給日その他の支給方法については、社会福祉法人緑仙会職員給与規程（平成28年社会福祉法人緑仙会規程第5号）に定める職員の例による。

- 2 役員（理事長を除く。）及び評議員の報酬は、職務執行の都度、支給する。

### (費用弁償の支給)

第6条 役員（理事長及び第3条第2項の役員を除く。）及び評議員が会議等に参加したとき並びに監事が監査業務に従事したときは、交通費として、1回につき1,000円を支給する。

- 2 役員及び評議員の出張に要する旅費は、社会福祉法人緑仙会職員等の旅費に関する規

程（平成29年社会福祉法人緑仙会規程第9号）に定めるところにより、支給する。

（公表）

第7条 法人は、この基準をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この基準の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第9条 この基準の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この基準は、平成29年6月21日（評議員会の議決日）から施行する。

別表 役員及び評議員の報酬額

役職名（勤務形態）	報酬額
理事長（非常勤）	月額 50,000円
理事（非常勤）	日額 5,000円
監事（非常勤）	会議等に出席したとき 日額 5,000円
	監査業務に従事したとき 日額 8,000円
評議員（非常勤）	日額 5,000円